

## 意見第2号

### 「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月3日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

岡 崎 克 巳

杉 野 修

田 中 勝

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

### 「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書

最近、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的表現や言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」「憎悪表現」）が、社会的関心を集め、日本国内のみならず、世界の人々からの批判が強まっています。

これは、特に日本社会に在住する外国人や他民族の人々の心を傷つけるとともに、日本人の尊厳をもおとしめる行為といわざるをえません。

これに対して、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に反対する裁判が、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われてきましたが、昨年には、最高裁判所がその違法性を認め、賠償を命ずる判決が確定しています。

また、昨年7月、国際連合・自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。さらに、翌8月には、国際連合・人種差別撤廃委員会も、日本に対し、法による規制を行うなどの「ヘイトスピーチ」への適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、多くの国ではそれを規制する法整備がされています。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、世界各国から国籍や人種を越えて人々が訪れ、友好を深めることが望まれますが、いわゆる「ヘイトスピーチ」を放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国会および政府は、いわゆる「ヘイトスピーチ」の対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣

あて